

職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 福岡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.1	%
全職員	84.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	102.5	%
本庁課長相当職	98.0	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	95.4	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	92.5	%
31～35年	92.9	%
26～30年	91.6	%
21～25年	90.1	%
16～20年	91.0	%
11～15年	91.2	%
6～10年	93.3	%
1～5年	95.4	%

【説明欄】

<任期の定めのない常勤職員>

- ・ 扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82%である。
- ・ 管理職に占める男性職員の割合 80.9%に対し、女性職員の割合は 19.1%となっている。

<任期の定めのない常勤職員以外の職員>

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち半数以上を占める「会計年度任用職員」の男女比は2：8であるところ、男性は女性に比べて専門性が高い業務に従事している割合が高い。

※ 会計年度任用職員について、正確な給与の差異の比較が困難である日額・時間額の職員を算定から除外している。
 ※ 会計年度任用職員について、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算し算定している。
 ※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。